

特 別 会 計 に 関 す る 法 律 (平 成 十 九 年 法 律 第 二 十 三 号) 第 四 十 七 条 第 一 項
社 債 、 株 式 等 の 振 替 に 関 す る 法 律 (平 成 十 三 年 法 律 第 七 十 五 号) 以 下 「 振 替 法 」 と い う 。)
の 規 定 の 適 用 を 受 け る も の と し 、 そ の 振 替 機 関 は 日 本 銀 行 と
す る 。 利 回 り 格 差 (第 十 七 号 に 規 定 す

○財務省告示第六十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成三十年二月二十二日に発行した利付国債の發行条件等を次のとおり告示する。
平成三十年三月八日

財務大臣 麻生 太郎

利付国庫債券（十年）（三百三十四回、第二十九回、第三百三十四回、第一号）

十
十三
の
払
込
み
利
過
利
子
率

$$\frac{1 + \left[\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right] \times \text{残存年数}}{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}$$

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
平成三十年二月二十二日

六千二百七十七億九千五百八
十二万一千円

する利息に応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。) を競争に付して行われる入札による発行各申込みのうち利息回り格差の小さなものからその応募額を順次割り当てる。

十四利子

第十号に規定する発行日後
各発行対象国債の支払期を支
払期とし、各支払期において、
次の算式により算出した金額
を支払う。ただし、支払期が銀
行休業日に当たるとときは、その
日に支払うへ償還期限に

二	十	十		十	十	十					
十	九	八		七	六	五					
払	者	入	払	元	利	象	各	準	入	償	償
込		札	場	利	回	国	發	と	札	還	還
期		参	所	金	り	債	行	す	の	金	期
日		加		支		の	対	る	基	額	限

名称及び記号	利 率 (年)	償 還 期 限	発 額 (行 面 金 額)
四回三十回国債券 （百三十）	○・六%	○・八%	利 率 (年)
四年平成二月三日 （二十六）	四年平成二月三日 （二十五）	償 還 期 限	（行 面 金 額）
三十四億円	円百八十二億	（発 額）	（行 面 金 額）

（一）利 第二付 八十国 十年庫 三一債 回券	（一）利 第二付 八十国 十年庫 七一債 回券	（一）利 第二付 七十国 十年庫 七一債 回券	（一）利 第二付 七十国 十年庫 四一債 回券	（一）利 第二付 七十国 十年庫 三一債 回券	（一）利 第二付 七十国 十年庫 二一債 回券	（一）利 第二付 七十国 十年庫 一一債 回券	（一）利 第二付 七十国 十年庫 回一債 回券	（一）利 第二付 六十国 十年庫 九一債 回券	（一）利 第二付 六十国 十年庫 七一債 回券	（一）利 八第十付 回三年國 一一百庫 四十債券	（一）利 七第十付 回三年國 一一百庫 四十債券
二 · 一 %	二 · ○ %	二 · ○ %	二 · ○ %	二 · 一 %	二 · 一 %	二 · 二 %	二 · 四 %	二 · 一 %	一 · 九 %	○ · 一 %	○ · 一 %
十年平 日十成 二三 月十 二七	日年平 九成 月三 二十 十七	日年平 三成 月三 二十 十七	十年平 日十成 二三 月十 二六	十年平 日十成 二三 月十 二六	日年平 九成 月三 二十 十六	日年平 六成 月三 二十 十六	日年平 六成 月三 二十 十六	日年平 三成 月三 二十 十六	日年平 三成 月三 二十 十六	日年平 九成 月三 二十 十九	日年平 六成 月三 二十 十九
十七億 円	二 十四 億 円	二 億 円	円五 百 十三 億	九 十八 億 円	円四 百 三十 億	五百 四 億 円	十二 億 千 七 百 五	七 億 円	三十 億 円	円三 百 十七 億	八 十三 億 円

利 第三付 四十国 回年庫 ～債 券	利 回第二付 ～百十国 三年庫 十～債 七券	利 回第二付 ～百十国 三年庫 十～債 六券	利 回第二付 ～百十国 三年庫 十～債 三券	利 回第二付 ～百十国 三年庫 十～債 二券	利 回第二付 ～百十国 二年庫 十～債 五券	利 回第二付 ～百十国 二年庫 十～債 四券	利 回第二付 ～百十国 二年庫 十～債 三券	利 第二付 百十国 九年庫 回～債 ～券	利 第二付 九十国 十年庫 四～債 回券	利 第二付 八十国 十年庫 四～債 回券
二 ・ 九 %	一 ・ 七 %	一 ・ 六 %	一 ・ 八 %	一 ・ 七 %	二 ・ 二 %	二 ・ ○ %	二 ・ 一 %	一 ・ 九 %	二 ・ 一 %	二 ・ ○ %
十年平 日十成 一四 月十 二二	日年平 六成 月四 二十 十四	日年平 三成 月四 二十 十四	十年平 日十成 二四 月十 二三	十年平 日十成 二四 月十 二三	日年平 三成 月四 二十 十三	十年平 日十成 二四 月十 二二	十年平 日十成 二四 月十 二二	日年平 三成 月四 二十 十一	日年平 三成 月三 二十 十九	十年平 日十成 二三 月十 二七
四 十 六 億 円	五十 億 円	二 億 円	五十 億 円	四十 億 円	九 十八 億 円	七 十一 億 円	四 十六 億 円	四 十 億 円	三 億 円	五 十二 億 円